

令和2年4月8日

**兵庫県建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務
入札参加資格者の皆様へ(お知らせ)**

兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課
(問合せ先：078-341-7711 内線4336)
兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課
(内線4756)
兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課
(内線4812)
兵庫県県土整備部住宅建築局設備課
(内線4814)

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出されました。つきましては、県土整備部所管の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の実施に当たっては、以下を踏まえて適切な対応を行っていただくようお願いします。

- (1) 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。
- (2) 工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

※ このお知らせは、本県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における「営業所調書」の番号1の欄に記載されたFAX番号宛てに送信しています。